

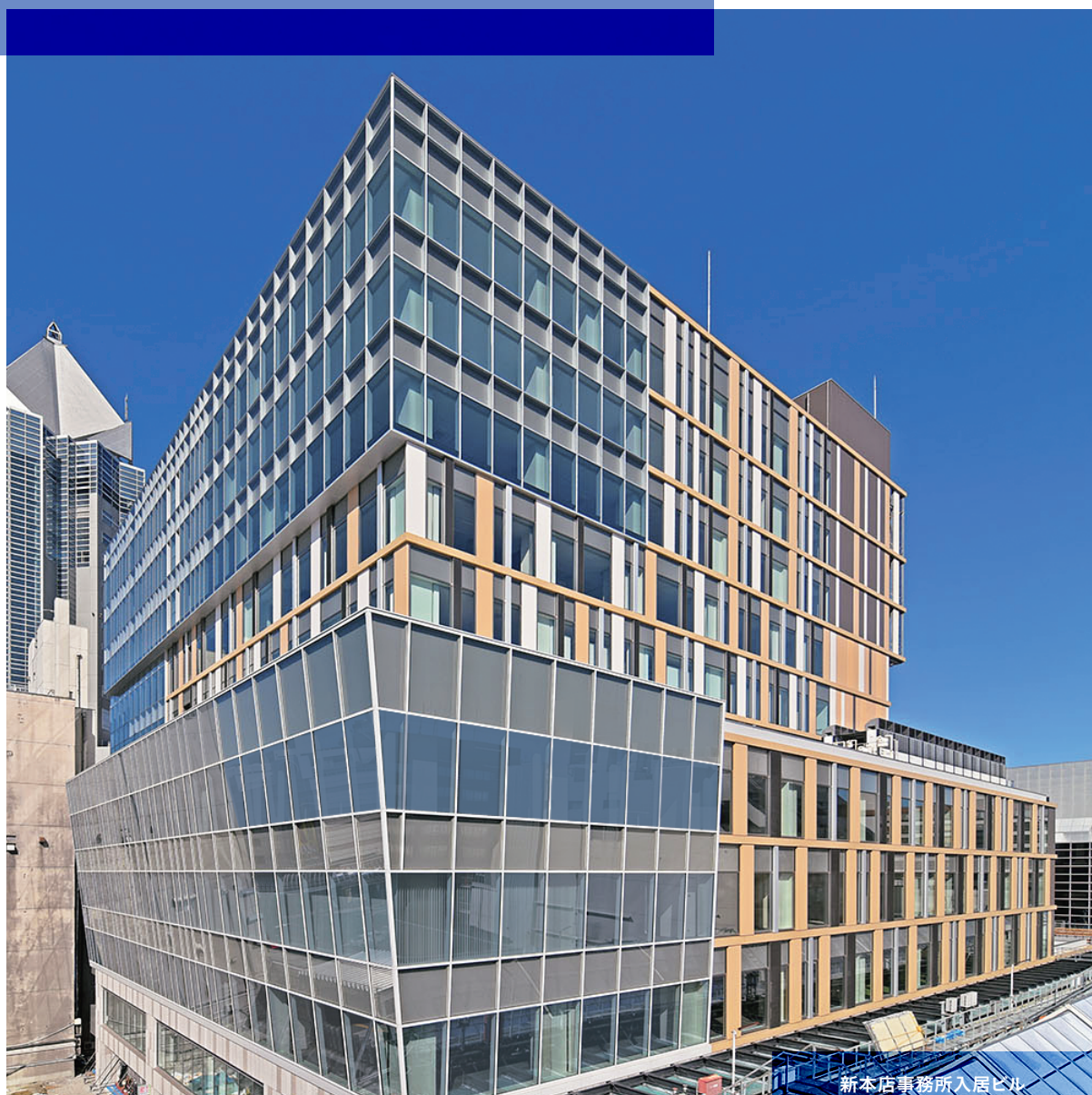
中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

保証 H O S H O N I I G A T A にいがた

2020 5
vol.600



新本店事務所入居ビル
古町ルフル

- ごあいさつ
- 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた
徴求書類の簡素化等について 他

01 ごあいさつ

02 今月のお知らせ

- 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた徴収書類の簡素化等について
- 魚沼市の新型コロナウイルス感染症対策の制度融資創設について
- 「東日本大震災復興緊急保証」の取扱期間延長について
- セーフティネット保証5号について
- 信用保証料率の割引について
- 令和2年度 県制度融資の一部改正について
- 「法人決算書」送付時のお願い
- デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフが信用保証の対象となりました
- 自動車分解整備事業の名称変更等について
- 優良店舗等に対する感謝状贈呈基準の改正について

08 保証概況 (令和2年3月)

- 業務実績
- 統計資料

14 CLOSE UP!

- 組織機構と職員配置図(正職員・出向職員等)
- 役員の就退任について
- 職員の異動について
- 新型コロナウイルス関連 相談窓口のご案内



ホームページでアニメ動画配信中!

新潟 信用保証

検索

<http://www.niigata-cgc.or.jp>

『保証にいがた』をご覧くださいにあたってのご注意

- ◆本冊子では「中小企業・小規模事業者」を、「中小企業等」と表記しております。
 - ◆統計資料の金額、構成比の合計は端数調整により符合しない場合があります。
- なお、ご不明な点などございましたら、企画総務部経営企画課までご照会ください。

信用保証をご利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません!

新潟県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは

- ▶ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ▶ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ▶ 暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
- ▶ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

信用保証の申込みにあたっては、申込人及び保証人の方から反社会的勢力に該当しないこと、又はそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約する旨の書類の提出をお願いいたします。

ごあいさつ



新潟県信用保証協会
会長 坂井 康一

このたび当協会は、新潟市中央区古町通に新築落成した「古町ルフル」に本店事務所を移転しました。

4月27日から順次業務を開始し、5月1日にグランドオープンを迎えたところです。

これもひとえに新潟県内の中小企業の皆様をはじめ、金融機関、地方公共団体、商工団体並びに関係機関の深いご理解とご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

新潟市の顔ともいえる古町地区への移転により各種利便性が向上することに加え、新しい事務所では、独立した相談室をはじめ、快適かつ効率的な空間の確保や情報セキュリティの強化に努めるなど、皆様が安心してご利用いただけるよう様々な工夫も凝らしました。

移転後も「中小企業・小規模事業者の皆様に寄り添う支援」をめざして、信用保証により「セーフティネット機能」を確実に果たすとともに、「スプリングボード機能」により各企業の新たな飛躍を後押しできるよう、役職員一丸となって尽力していく所存です。

また、この再開発ビルへの移転により、新潟市の中心市街地活性化にも微力ながら寄与したいと考えております。

新型コロナウイルスによる地域経済への影響が深く憂慮される今こそ、当協会の真価を発揮するときです。引き続き、皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた徴求書類の簡素化等について

経営安定関連保証及び危機関連保証の認定書については、これまで原本を徴求しておりましたが、同認定書が補助金申請の必要書類とされていること等を踏まえ、保証利用に際しては認定書のコピーでも差し支えない取扱いに変更されました。

また、当協会では、これと併せて、次のとおり徴求書類の簡素化に取り組むことといたしました。

これらの取扱いは、新型コロナウイルス感染症に関する限定的なものではなく、他の保証についても同様となります。

【見直しを行った徴求書類】

書 類	見直し後	現 行
決算書（協会に登録のない場合）	2期分	3期分
残高試算表	決算期から6か月以上経過している先以外は不要【※】	必要に応じてご提出を依頼
工事受注明細	必要に応じてご提出を依頼	建設業及び測量業の場合は必要

※6か月以上経過している場合は、基本的に事前相談時にご提出をお願いいたします。

※試算表を作成していない場合は、最近の業況を把握できる資料又はコメントの記入をお願いします。

魚沼市の新型コロナウイルス感染症対策の制度融資創設について

魚沼市が、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内中小企業者の経営の安定を図るため、本年1月23日付で創設した「令和元年度魚沼市異常少雪対策特別支援資金」を改正し、3月10日から「令和元年度魚沼市異常少雪及び新型コロナウイルス感染症対策特別支援資金」の取扱いを開始しました。

融 資 対 象 者	魚沼市内に住所又は主たる事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる方であって、異常少雪及び新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じている又は今後の資金繰り等に支障を来すおそれがある中小企業者の方
対 象 事 業	【異常少雪対策】 建設事業（除雪に関する事業を含む）、宿泊事業、スキー場運営事業、燃料販売事業、一般飲食事業、小売事業、自動車整備事業、製造事業 【新型コロナウイルス感染症対策】 すべての事業
資 金 使 途	運転資金
融 資 限 度 額	1,000万円以内（異常少雪対策及び新型コロナウイルス感染症対策分の合算）
融 資 期 間	5年以内（据置1年以内）
利 率（年 率）	年1.25%
信 用 保 証 料 補 給 割 合	100%
取 扱 金 融 機 関	次の金融機関のうち、魚沼市内に所在する本店及び支店 第四銀行、北越銀行、大光銀行、新潟県信用組合、塩沢信用組合、北魚沼農業協同組合
取 扱 期 間	令和2年3月10日から令和2年10月31日の貸付実行分まで

「東日本大震災復興緊急保証」の取扱期間延長について

被災された中小企業の皆様の復旧・復興の状況等を踏まえ、「東日本大震災復興緊急保証」の取扱期間が令和3年3月31日（貸付実行分）まで延長されましたのでお知らせいたします。

セーフティネット保証5号について

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業等を対象とする「セーフティネット保証（経営安定関連保証）5号」について、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの指定業種587業種が公表されました。

また、4月10日付で151業種が追加指定となりましたので併せてお知らせいたします。

【対象企業認定基準】

指定業種に属する中小企業等であって、以下のいずれかの基準を満たす方

1. 最近3か月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少している。
2. 製品等の原価のうち、20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できていない。

※ 市町村長の認定が必要になります。

詳しくは、当協会のホームページをご覧ください。

新潟 信用保証

検索

信用保証料率の割引について

当協会では、令和3年3月31日まで一部の保証制度について信用保証料率の割引を行っています。

新たな事業を創造する創業期のお客様や、これからの成長・発展を目指す小規模事業者のお客様、そして、次の世代への円滑な事業承継を目指すお客様を支援することを目的に信用保証料率の割引を行うことをお知らせします。

実施期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

実施期間内に保証申込（正式申込）を受付した保証が対象となります。

「創業関連保証」「創業等関連保証」 所定保証料率から0.20%を割引

「小口零細企業保証」 所定保証料率から0.10%を割引

「経営承継関連保証」
「特定経営承継関連保証」
「事業承継サポート保証」
「経営承継準備関連保証」
「特定経営承継準備関連保証」

所定保証料率から0.20%を割引

「地方創生応援社債保証（略称：「にいがた地方創生社債保証」）」
所定保証料率から0.10%を割引

令和2年度 県制度融資の一部改正について

令和2年4月1日から、新潟県の中小企業向け制度融資が一部改正されましたのでお知らせいたします。

1. 『事業承継資金』の改正について

【融資対象者の追加】

事業承継特別保証（全国統一制度）

- ①これから3年以内に県内で事業承継を予定している中小企業者（会社）
- ②令和2年1月から令和7年3月末の期間において、既に事業承継を行い、かつ、事業を承継した日から3年を経過していない中小企業者（会社）

【資金使途の追加】

- ・個人保証が提供されている既往借入金の返済資金（以下「借換資金」という。）
事業承継特別保証対象者に限る。
- ・事業承継特別保証対象者のうち、②に該当し融資を受ける場合は借換資金に限る。

【融資期間】※下線部、追加

運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。）

設備資金10年以内（据置期間2年以内を含む。）

借換資金10年以内（据置期間1年以内を含む。）

【保証人】※下線部、追加

原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

事業承継特別保証対象者は、保証人を徴求しないこととする。

2. 『フロンティア企業支援資金』について

①「設備投資促進枠」の改正

【取扱期限の延長】

項 目	改 正 後	改 正 前
取扱期限	令和3年3月31日まで	令和2年3月31日まで

3. 『セーフティネット資金』について

①「経営支援枠」の改正

【売上・利益等減少要件、原発稼働停止対応要件の取扱期限を延長】

項 目	改 正 後	改 正 前
取扱期限	令和3年3月31日まで	令和2年3月31日まで

【セーフティネット保証2号要件、同5号要件、売上・利益等減少要件の融資限度額の引き上げを継続】

項 目	改 正 後	改 正 前
融資限度額	5,000万円 令和3年3月31日まで	5,000万円 令和2年3月31日まで

②「消費税10%対応枠」の改正

【取扱期限の延長】

項 目	改 正 後	改 正 前
取扱期限	令和3年3月31日まで	令和2年3月31日まで

4. 『事業再生資金』について

【償還開始後1年未満の資金を借換対象とする取扱い】

項 目	改 正 後	改 正 前
取扱期限	令和3年3月31日まで	令和2年3月31日まで

5. 各制度の利率について

令和元年度までの措置であった次の制度融資に係る利率0.15%の引き下げについて、令和2年度末まで取り扱いを延長しました。

- ・小規模企業支援資金
- ・中小企業創業等支援資金
- ・フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）のうち、労働生産性向上に資する設備導入又は小規模企業者の場合

▶▶ 「法人決算書」送付時のお願い ◀◀

当協会では、保証審査事務の効率化を図るため、「財務諸表入力システム（以下、「OCRシステム」）」を導入しています。法人決算書を提出していただく際に、次のようなものと「OCRシステム」での財務データ入力に支障が生じるおそれがありますのでご注意ください。 ※「OCRシステム」は法人決算書のみ対応となります。

【「OCRシステム」での財務データ入力に支障が生じるケース】

- ・書き込み、汚れなどがあるもの。
 - ・用紙からはみ出したり、傾いたりして印刷されているもの。
 - ・用紙の両面に印刷されているもの。
- （用紙の片面しかスキャンできないため、片面印刷でご提出ください）
- ・FAXなどにより印刷が不鮮明なもの。

ご提出いただく際は、クリップ留め等にてお願いします。



クリップ
留め等



ホチキス
留め

メモ書き等が
ないよう、ご協力を
お願いします。



貸借対照表			
(平成31年3月31日現在)			
資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	2,570,000	【流動負債】	320,000
現金及び預金	1,770,000	未払金	120,000
売掛金	800,000	未払法人税等	200,000
【固定資産】	800,000	【固定負債】	1,700,000
【有形固定資産】	600,000	長期借入金	1,700,000
工具器具備品	600,000	負債の部合計	2,020,000
【投資その他の資産】	200,000	純 資 産 の 部	
数 金	200,000	科 目	金 額
		【株主資本】	1,350,000
		資本金	1,000,000
		利益剰余金	350,000
		その他利益剰余金	350,000
		繰越利益剰余金	350,000
		純資産の部合計	1,350,000
資産の部合計	3,370,000	負債及び純資産合計	3,370,000

デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフが信用保証の対象となりました

信用保険業務実施細則（中小）等の改正に伴い、令和2年4月1日からデジタルダーツ及びシミュレーションゴルフについて、次の①及び②を満たす場合に限り、信用保証の対象となりました。

なお、風営法第2条第1項第5号に該当せず、風俗営業の許可を有していないことの確認のため、保証申込時に「宣誓書」の提出が必要になります。

①従業員が目視又は防犯カメラの設置により、当該営業所に設置されている全てのデジタルダーツ及びシミュレーションゴルフの遊技状況を確認することができること。

②当該営業所に風営法第2条第1項第5号に規定する営業の許可を要する遊技設備（以下、「対象遊技設備」という。）が他に設置されていないこと（デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフ以外の対象遊技設備が設置されている場合であって、当該対象遊技設備設置部分を含む店舗の1フロアの客の用に供される部分の床面積に対して当該対象遊技設備が客の遊技の用に供される部分が占める割合が10パーセントを超えない場合を含む。）。

非風俗営業
(風営法第2条第1項第5号該当)

宣 誓 書

年 月 日

新潟県信用保証協会 行

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、現在風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項（風俗営業）の規定による営業許可はうけておらず風俗営業は営んでおりません。

かつ、今回の借入金によって当該風俗営業の属する事業を行うものでないことを宣誓します。

(注) 特定遊樂飲食店営業を営む方で、公安委員会による特定遊樂飲食店営業に係る許可の等を提出していただく場合は、この宣誓書の提出は必要ありません。

自動車分解整備事業の名称変更等について

令和2年4月1日から、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴い、「自動車分解整備事業」は「自動車特定整備事業」に名称変更になりました。

このことに伴い、認証上の名称も、「自動車特定整備事業」となります。

なお、経過措置については次のとおりです。

- (1) 改正法施行日前の「自動車分解整備事業」の認証について、改正法施行後、「自動車特定整備事業」の認証とみなされます。
- (2) 改正法施行時に電子制御装置整備に係る事業を営んでいる方
改正法の施行日から起算して4年を経過する日（令和6年3月31日）までの間は、認証を受けるための準備期間として、それまで行っていた作業の範囲内において引き続き事業を行うことができます。

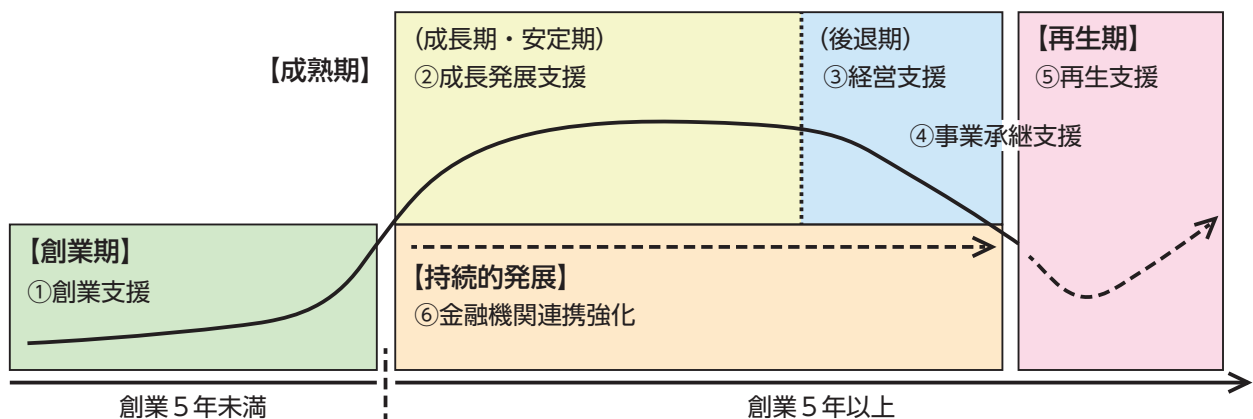
優良店舗等に対する感謝状贈呈基準の改正について

当協会では、中小企業者のライフステージに応じた適切な保証推進と金融機関との更なる連携強化を推進していくため、この取組みにご協力いただいた金融機関の店舗に対し、感謝状を贈呈しております。

このたび、感謝状贈呈基準を一部改正しましたのでお知らせします。

県内中小企業・小規模事業者の持続的な成長・発展のため、引き続き金融機関の皆様のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

中小企業者のライフステージ図（イメージ）



保証制度		当該実績
①創業支援	創業関連保証、創業等関連保証	保証承諾件数が5以上の店舗
②成長発展支援	中小企業特定社債保証、地方創生応援社債保証（にいがた地方創生社債保証）、経営力向上関連保証	保証承諾件数が2以上の店舗
③経営支援	経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証、条件変更改善型借換保証	保証承諾企業者数が3以上の店舗
④事業承継支援	経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継サポート保証、事業承継特別保証	保証承諾企業者数が1以上の店舗
⑤再生支援	求償権消滅保証	保証承諾企業者数が1以上の店舗
⑥金融機関連携強化	協調連携保証（にいがたコラボ保証）、事業性評価連携保証（にいがたリレーション保証）	保証承諾件数が5以上の店舗

基準期間…4月1日～翌年3月末日

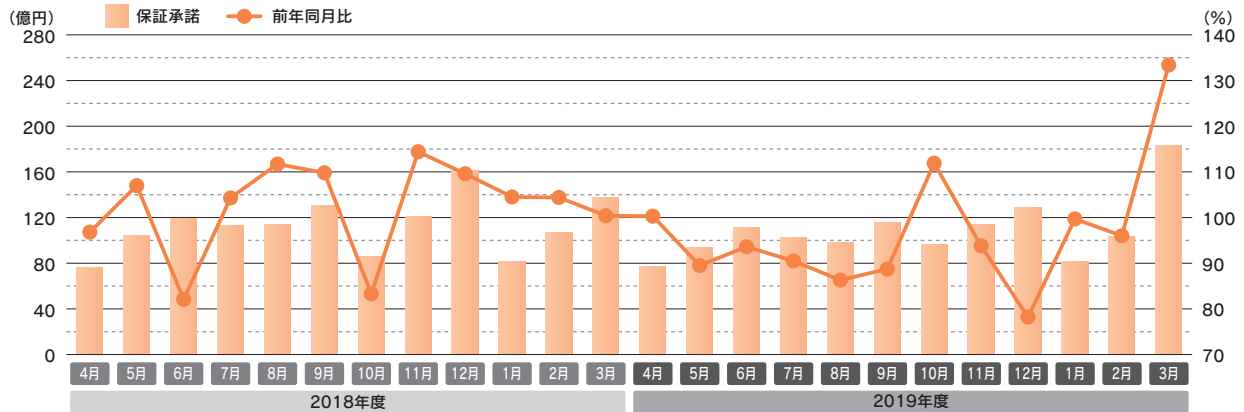
▶ 業務実績

(単位:千円、%)

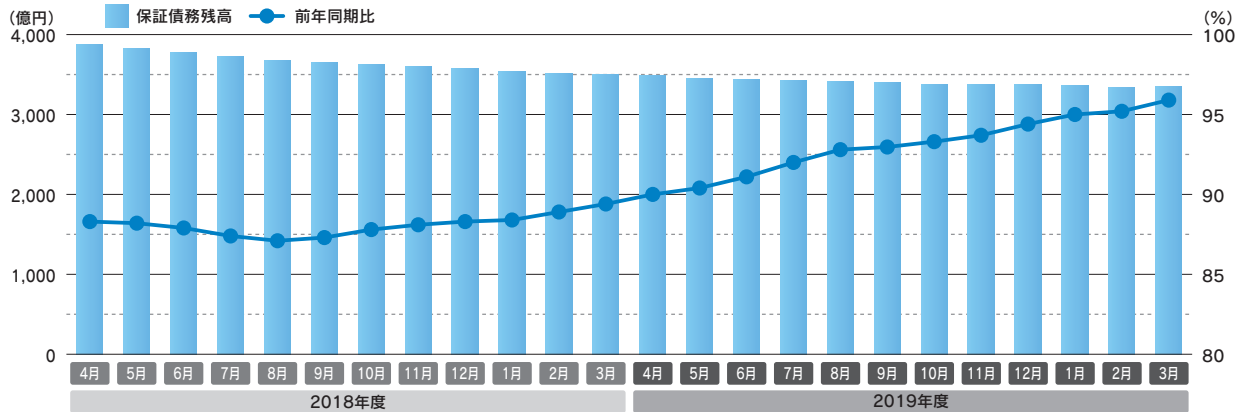
区 分	3 月			当 年 度		
	件 数	金 額	前年同月比	件 数	金 額	前年同期比
保 証 申 込	1,945	18,454,854	↑ 138.5	14,433	130,778,279	↓ 96.6
保 証 承 諾	1,938	18,296,026	↑ 133.4	14,391	130,339,131	↓ 96.2
保証債務残高	—	—	—	44,972	335,323,524	↓ 95.9
代 位 弁 済	98	908,237	↓ 75.2	732	5,636,790	↓ 99.3
回 収	—	232,852	↓ 82.3	—	1,862,020	↓ 86.2

▶ 保証実績月別比較グラフ

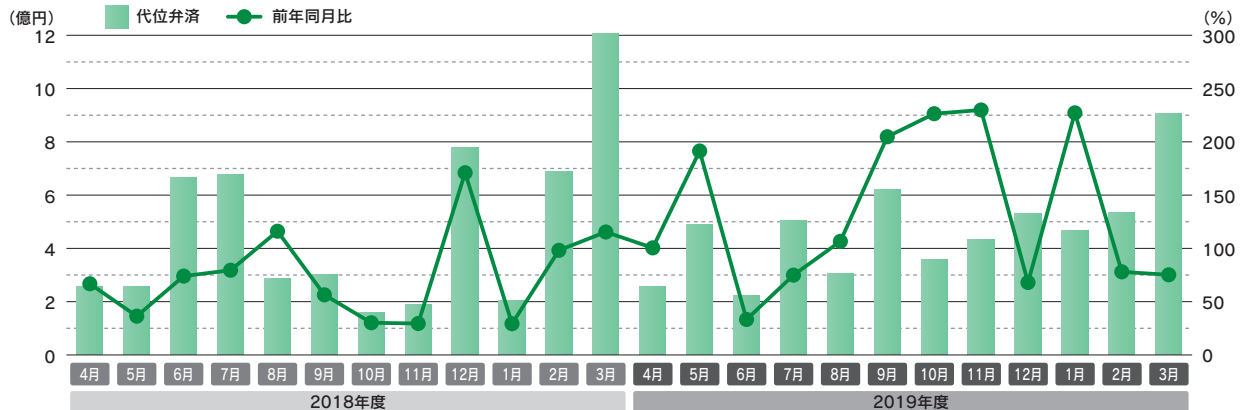
● 保証承諾



● 保証債務残高



● 代位弁済



統計資料

(1) 業種別保証状況・代位弁済状況

(単位:千円、%)

区 分		保 証 承 諾								代 位 弁 済							
		3 月				当 年 度				3 月				当 年 度			
		件数	金 額	構成比	前年 同月比	件数	金 額	構成比	前年 同期比	件数	金 額	構成比	前年 同月比	件数	金 額	構成比	前年 同期比
製 造 業	食 料 品	39	553,450	3.0	202.4	327	4,735,831	3.6	110.3	4	6,556	0.7	60.6	19	158,417	2.8	27.1
	織 維 品	25	536,790	2.9	412.9	175	2,740,811	2.1	112.5	0	0	0.0	皆減	40	608,065	10.8	136.7
	木材・木製品	6	77,000	0.4	375.6	46	506,800	0.4	111.2	0	0	0.0	皆減	0	0	0.0	皆減
	家 具 建 具	18	105,300	0.6	246.8	136	776,050	0.6	114.6	0	0	0.0	皆減	1	23,667	0.4	31.7
	紙	5	73,000	0.4	471.0	27	358,424	0.3	102.4	2	70,953	7.8	皆増	2	70,953	1.3	皆増
	印 刷 製 本	13	210,250	1.1	125.8	126	1,717,933	1.3	99.2	0	0	0.0	－	14	119,845	2.1	161.9
	化 学	0	0	0.0	－	5	39,600	0.0	36.5	0	0	0.0	－	0	0	0.0	皆減
	石油・石炭製品	0	0	0.0	－	1	15,500	0.0	31.0	0	0	0.0	－	0	0	0.0	－
	ゴム・プラスチック	7	125,000	0.7	136.5	90	1,432,588	1.1	125.9	0	0	0.0	皆減	1	4,549	0.1	3.8
	皮 革	1	2,300	0.0	皆増	6	24,300	0.0	90.3	0	0	0.0	－	0	0	0.0	－
	窯 業	12	189,660	1.0	47.4	74	1,269,168	1.0	102.4	4	15,920	1.8	皆増	9	60,039	1.1	皆増
	機 械	56	1,036,333	5.7	142.0	381	6,138,830	4.7	90.6	0	0	0.0	－	5	25,650	0.5	88.1
	電 気 機 器	13	229,570	1.3	128.9	95	1,448,738	1.1	133.1	0	0	0.0	－	0	0	0.0	皆減
	輸送用機械器具	4	23,000	0.1	37.4	46	740,000	0.6	92.8	0	0	0.0	－	0	0	0.0	皆減
	金 属	54	676,800	3.7	104.1	506	5,334,101	4.1	90.2	11	122,938	13.5	190.3	29	260,093	4.6	340.0
	そ の 他	74	499,309	2.7	143.7	549	3,536,829	2.7	87.6	0	0	0.0	皆減	14	60,015	1.1	61.9
計		327	4,337,762	23.7	139.6	2,590	30,815,502	23.6	99.0	21	216,366	23.8	51.6	134	1,391,293	24.7	83.4
農 林 漁 業		5	19,000	0.1	91.8	43	327,300	0.3	178.2	0	0	0.0	－	2	25,355	0.4	皆増
鉱 業		6	72,100	0.4	53.9	18	372,400	0.3	100.9	0	0	0.0	－	5	90,750	1.6	皆増
建 設 業		500	4,118,566	22.5	121.0	4,183	33,422,618	25.6	95.5	12	99,482	11.0	215.0	147	907,915	16.1	122.1
卸 売 業		171	2,293,956	12.5	103.5	1,273	18,971,347	14.6	88.9	18	310,674	34.2	134.8	72	810,570	14.4	101.8
小 売 業		252	2,092,656	11.4	144.6	2,005	16,577,909	12.7	96.4	3	50,447	5.6	105.2	109	741,650	13.2	91.7
飲 食 業		255	1,414,819	7.7	252.1	1,267	5,740,921	4.4	106.3	7	19,604	2.2	8.5	102	563,394	10.0	101.3
運 送 倉 庫 業		57	786,678	4.3	116.0	350	5,212,231	4.0	97.1	4	5,910	0.7	皆増	9	122,326	2.2	57.8
サ ー ビ ス 業		338	2,942,239	16.1	166.0	2,396	16,659,284	12.8	94.7	33	205,754	22.7	88.2	147	973,275	17.3	118.2
不 動 産 業		24	207,750	1.1	61.8	227	2,077,259	1.6	131.0	0	0	0.0	－	3	4,293	0.1	6.5
そ の 他 産 業		3	10,500	0.1	31.8	39	162,360	0.1	53.3	0	0	0.0	－	2	5,969	0.1	皆増
合 計		1,938	18,296,026	100.0	133.4	14,391	130,339,131	100.0	96.2	98	908,237	100.0	75.2	732	5,636,790	100.0	99.3

(2) 金融機関別保証状況、代位弁済状況

保 証 承 諾						金 融 機 関
3 月			当 年 度			
件 数	金 額	前年同月比	件 数	金 額	前年同期比	
1,228	12,805,303	136.6	8,628	87,106,427	96.2	(地 銀 計)
487	5,001,003	126.6	3,780	38,869,930	97.0	第 四 銀 行
312	4,085,680	147.4	2,361	26,828,633	93.9	北 越 銀 行
371	3,020,361	133.6	2,099	16,823,044	93.7	大 光 銀 行
29	320,509	134.6	209	2,376,160	112.4	八 十 二 銀 行
0	0	－	8	246,700	137.4	北 陸 銀 行
1	10,000	皆増	2	25,000	833.3	東 邦 銀 行
0	0	－	4	17,800	89.0	秋 田 銀 行
19	244,250	226.2	122	1,380,360	110.6	き ら や か 銀 行
9	123,500	290.6	43	538,800	126.1	富 山 第 一 銀 行
4	80,000	18.3	45	1,464,750	63.8	(都 銀 計)
0	0	－	11	346,000	90.4	三 菱 U F J 銀 行
1	10,000	3.3	21	822,750	49.3	三 井 住 友 銀 行
2	60,000	54.5	10	242,000	142.4	り そ な 銀 行
0	0	－	0	0	－	埼 玉 り そ な 銀 行
1	10,000	40.0	3	54,000	72.0	み ず ほ 銀 行
383	2,922,961	127.0	3,084	21,868,554	99.5	(信 金 計)
126	773,660	110.0	982	5,434,217	99.0	新 潟 信 用 金 庫
38	324,694	110.9	359	3,052,775	86.8	長 岡 信 用 金 庫
34	255,444	35.9	440	4,260,719	84.7	三 条 信 用 金 庫
66	766,300	361.6	388	3,233,720	127.4	新 発 田 信 用 金 庫
25	137,327	173.9	191	1,065,436	109.3	柏 崎 信 用 金 庫
23	146,800	147.1	177	1,060,640	113.6	村 上 信 用 金 庫
23	177,290	154.0	253	1,830,863	117.1	上 越 信 用 金 庫
23	120,984	207.9	175	964,003	102.9	加 茂 信 用 金 庫
25	220,462	755.0	119	966,182	96.8	新 井 信 用 金 庫
317	2,412,462	151.3	2,587	19,071,811	95.4	(信 組 計)
175	1,461,438	137.4	1,310	10,449,697	90.0	新 潟 県 信 用 組 合
4	49,000	1,072.2	63	318,046	195.2	三 條 信 用 組 合
10	62,310	106.3	112	740,087	105.4	糸 魚 川 信 用 組 合
35	210,570	143.5	509	3,751,862	100.3	協 栄 信 用 組 合
49	428,304	221.9	347	2,627,864	101.6	は ば た き 信 用 組 合
6	30,000	皆増	30	164,970	82.1	巻 信 用 組 合
13	39,340	42.5	55	216,715	62.0	塩 沢 信 用 組 合
11	61,300	250.5	74	442,370	145.4	興 栄 信 用 組 合
14	70,200	638.2	87	360,200	106.6	新 潟 大 栄 信 用 組 合
0	0	－	0	0	－	横 浜 幸 銀 信 用 組 合
2	64,000	1,600.0	22	714,016	134.1	(政 府 系 計)
2	64,000	1,600.0	22	714,016	134.1	商 工 組 合 中 央 金 庫
0	0	－	0	0	－	日 本 政 策 金 融 公 庫
4	11,300	51.0	25	113,573	118.7	(農 協 計)
0	0	－	2	28,700	皆増	越 後 中 央 農 協
0	0	－	0	0	皆減	佐 渡 農 協
0	0	－	0	0	－	に い が た 南 蒲 農 協
0	0	－	0	0	－	越 後 な が お か 農 協
0	0	皆減	2	3,000	12.1	み な み 魚 沼 農 協
4	11,300	358.7	19	65,373	148.6	十 日 町 農 協
0	0	－	0	0	皆減	え ち ご 上 越 農 協
0	0	－	0	0	－	新 潟 県 信 用 農 協 連 合 会
0	0	－	0	0	皆減	羽 茂 農 協
0	0	－	0	0	－	新 潟 市 農 協
0	0	－	2	16,500	137.5	北 蒲 み な み 農 協
0	0	－	0	0	皆減	北 魚 沼 農 協
1,938	18,296,026	133.2	14,391	130,339,131	96.2	合 計

※2019(令和元)年12月9日に「新栄信用組合」と「さくらの街信用組合」が合併し、「はばたき信用組合」となりました。

(単位:千円、%)

保証債務残高(A)				代位弁済(B)			B － A
				当年度			
件数	金額	構成比	前年同月比	件数	金額	前年同期比	
26,551	220,238,952	65.7	94.6	428	3,483,204	88.7	1.58
11,345	95,118,004	28.4	95.0	190	1,592,708	87.7	1.67
7,411	68,347,038	20.4	94.1	134	1,309,237	113.1	1.92
6,538	44,925,892	13.4	95.1	93	480,964	61.4	1.07
696	6,756,589	2.0	90.6	1	415	0.5	0.01
50	521,459	0.2	80.7	4	53,064	95.2	10.18
7	33,954	0.0	140.9	0	0	－	0.00
14	91,385	0.0	99.2	0	0	皆減	0.00
312	2,931,718	0.9	95.8	2	4,388	37.4	0.15
178	1,512,911	0.5	96.1	4	42,428	皆増	2.80
277	5,920,941	1.8	86.8	4	43,814	29.7	0.74
53	913,862	0.3	70.9	0	0	皆減	0.00
148	4,084,488	1.2	96.3	3	40,802	38.6	1.00
36	468,538	0.1	96.8	1	3,012	78.8	0.64
0	0	0.0	0.0	0	0	－	0.00
40	454,054	0.1	56.5	0	0	皆減	0.00
9,640	56,317,279	16.8	99.4	166	1,283,199	163.3	2.28
2,828	12,860,953	3.8	102.4	48	240,517	163.0	1.87
1,158	8,314,093	2.5	99.8	23	88,396	62.5	1.06
1,720	12,606,613	3.8	92.0	46	622,323	238.9	4.94
1,056	6,845,445	2.0	114.2	11	29,437	24.7	0.43
553	2,731,606	0.8	97.6	7	16,707	189.1	0.61
562	2,905,110	0.9	96.6	6	28,045	286.3	0.97
825	5,237,829	1.6	104.1	7	26,402	39.6	0.50
514	2,330,562	0.7	86.3	18	231,371	1,070.0	9.93
424	2,485,068	0.7	98.3	0	0	皆減	0.00
8,218	49,544,540	14.8	99.6	129	787,833	100.1	1.59
3,902	26,884,768	8.0	99.1	60	466,462	100.5	1.74
282	1,326,805	0.4	91.3	13	67,999	512.7	5.13
347	1,775,693	0.5	98.3	1	1,763	129.1	0.10
1,541	9,485,284	2.8	105.1	12	23,747	12.4	0.25
1,272	6,527,752	1.9	101.7	32	148,243	225.9	2.27
141	585,898	0.2	90.2	0	0	皆減	0.00
226	815,460	0.2	85.7	3	15,166	65.3	1.86
171	817,088	0.2	112.8	2	4,434	皆増	0.54
334	1,292,359	0.4	83.8	6	60,019	323.0	4.64
2	33,434	0.0	72.1	0	0	－	0.00
167	2,886,645	0.9	95.6	4	20,001	69.9	0.69
166	2,875,810	0.9	95.7	4	20,001	69.9	0.70
1	10,835	0.0	81.2	0	0	－	0.00
119	415,167	0.1	98.4	1	18,739	皆増	4.51
6	34,711	0.0	337.8	0	0	－	0.00
8	29,463	0.0	83.5	0	0	－	0.00
1	1,642	0.0	79.3	0	0	－	0.00
1	5,993	0.0	70.8	0	0	－	0.00
12	40,405	0.0	83.9	0	0	－	0.00
82	255,660	0.1	92.6	1	18,739	皆増	7.33
1	2,367	0.0	34.1	0	0	－	0.00
0	0	0.0	0.0	0	0	－	0.00
2	3,085	0.0	89.7	0	0	－	0.00
1	1,027	0.0	56.0	0	0	－	0.00
3	26,344	0.0	233.7	0	0	－	0.00
2	14,468	0.0	88.4	0	0	－	0.00
44,972	335,323,524	100.0	95.9	732	5,636,790	99.3	1.68

(3) 市町村別保証状況

(単位:千円、%)

市 町 村	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			
	3 月			当 年 度						
	件 数	金 額	前年同月比	件 数	金 額	前年同期比	件 数	金 額	構成比	前年同月比
市 部 計	1,876	17,821,709	136.5	13,901	126,140,813	96.5	43,352	323,726,141	96.5	95.9
新 潟 市	677	6,687,749	129.5	5,038	45,401,139	95.5	15,277	110,653,190	33.0	97.1
長 岡 市	194	1,889,794	101.2	1,567	14,793,715	85.1	5,066	41,723,870	12.4	92.9
上 越 市	115	1,042,266	157.2	1,005	10,008,474	118.5	3,134	25,187,185	7.5	94.1
三 条 市	75	706,298	65.7	699	7,314,938	89.3	2,551	20,362,889	6.1	91.0
柏 崎 市	64	421,507	130.8	473	3,750,039	99.8	1,460	9,955,395	3.0	94.1
新発田市	104	1,111,250	137.0	709	6,417,811	106.8	2,004	14,244,174	4.2	103.6
小千谷市	23	255,700	269.7	210	1,857,081	77.9	674	5,946,458	1.8	89.4
加 茂 市	13	65,736	48.1	123	1,115,314	93.7	523	3,175,248	0.9	82.8
十日町市	68	505,090	185.4	433	3,358,356	79.3	1,340	9,493,581	2.8	91.5
見 附 市	34	622,840	577.8	223	2,219,375	141.6	610	5,094,557	1.5	101.5
村 上 市	76	663,850	246.5	447	3,368,396	108.9	1,288	8,608,543	2.6	96.3
燕 市	82	730,160	152.6	753	6,637,210	92.7	2,342	17,229,463	5.1	98.8
糸魚川市	30	214,800	166.0	231	1,694,089	74.9	787	5,422,612	1.6	96.1
妙 高 市	42	374,862	311.3	218	2,384,626	126.2	648	5,097,626	1.5	102.7
五 泉 市	84	1,106,080	282.7	383	3,625,354	108.9	1,137	8,679,416	2.6	102.3
佐 渡 市	25	163,069	80.2	365	3,008,455	106.3	1,290	8,033,938	2.4	97.1
阿賀野市	47	405,608	128.1	240	2,495,356	106.8	828	6,772,403	2.0	100.6
魚 沼 市	52	402,750	198.1	275	2,385,284	89.3	899	6,716,991	2.0	96.2
南魚沼市	43	278,000	79.5	365	3,541,032	104.3	1,064	8,720,854	2.6	96.2
胎 内 市	28	174,300	215.5	144	764,770	73.1	430	2,607,746	0.8	91.7
町村部計	62	474,317	72.4	490	4,198,318	88.2	1,620	11,597,383	3.5	97.3
聖 籠 町	11	169,400	110.3	95	921,330	90.9	278	2,276,595	0.7	98.4
弥 彦 村	8	39,909	47.4	69	476,980	98.3	223	1,323,416	0.4	103.5
田 上 町	5	20,100	134.0	62	379,986	79.6	237	1,574,670	0.5	91.9
阿 賀 町	8	101,968	51.8	64	597,788	79.4	208	1,620,836	0.5	102.5
関 川 村	3	23,000	102.2	19	161,048	134.2	71	398,726	0.1	88.7
粟島浦村	0	0	—	0	0	—	2	7,753	0.0	86.0
出雲崎町	4	29,100	4,850.0	25	333,550	202.2	72	481,030	0.1	112.8
湯 沢 町	11	43,000	68.3	78	570,836	56.0	300	2,027,412	0.6	99.2
津 南 町	10	37,840	32.7	46	515,340	98.8	138	1,323,856	0.4	88.6
刈 羽 村	2	10,000	270.3	32	241,460	117.0	91	563,089	0.2	92.2
合 計	1,938	18,296,026	133.4	14,391	130,339,131	96.2	44,972	335,323,524	100.0	95.9

(4) 資金使途別保証承諾状況

(単位:千円、%)

区 分	3 月				当 年 度			
	件 数	金 額	構成比	前年同月比	件 数	金 額	構成比	前年同期比
運 転	1,439	14,160,898	77.4	152.5	9,308	89,289,680	68.5	98.9
設 備	133	753,358	4.1	66.0	1,400	8,583,789	6.6	110.8
運 転 ・ 設 備	366	3,381,770	18.5	102.9	3,683	32,465,663	24.9	86.8
合 計	1,938	18,296,026	100.0	133.4	14,391	130,339,131	100.0	96.2

(5) 部署別保証状況

(単位:千円、%)

部 署	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			
	3 月			当 年 度						
	件 数	金 額	前年同月比	件 数	金 額	前年同期比	件 数	金 額	構成比	前年同月比
本店営業部	1,038	10,443,205	141.0	7,141	63,849,993	97.9	21,523	155,869,383	46.5	98.0
長岡支店	505	4,495,621	132.2	3,728	33,569,066	90.0	11,714	92,047,094	27.5	93.8
県央支店	183	1,562,202	87.3	1,703	15,824,428	90.5	5,876	43,665,686	13.0	93.6
上越支店	187	1,631,928	178.8	1,454	14,087,189	111.8	4,569	35,707,424	10.6	95.6
佐渡支店	25	163,069	80.2	365	3,008,455	106.3	1,290	8,033,938	2.4	97.1
合 計	1,938	18,296,026	133.4	14,391	130,339,131	96.2	44,972	335,323,524	100.0	95.9

(注) 保証承諾については、保証書発行部署基準となります。

(6) 部署別代位弁済状況・回収状況

(単位:千円、%)

部 署	代 位 弁 済						回 収			
	3 月			当 年 度			3 月		当 年 度	
	件 数	金 額	前年同月比	件 数	金 額	前年同期比	金 額	前年同月比	金 額	前年同期比
本店営業部	53	394,826	91.6	365	2,756,113	108.7	162,133	123.3	995,430	133.0
長岡支店	23	114,952	16.8	193	1,508,776	84.9	40,574	98.7	393,863	82.7
県央支店	15	376,116	3,047.6	115	1,121,256	182.2	18,080	135.7	243,775	119.9
上越支店	6	21,882	29.2	40	156,632	22.6	11,058	18.8	212,902	87.6
佐渡支店	1	462	6.3	19	94,014	181.0	1,006	116.3	16,049	39.2
合 計	98	908,237	75.2	732	5,636,790	99.3	232,852	82.3	1,862,020	86.2

(7) 定期・不定期別回収実績

(単位:千円、%)

区 分	3 月			当 年 度		
	金 額	構成比	前年同月比	金 額	構成比	前年同期比
定 期 回 収	49,484	21.3	130.1	438,715	23.6	103.3
不 定 期 回 収	183,368	78.7	74.9	1,423,305	76.4	82.0
うち不動産処分による回収	122,647	52.7	99.8	694,790	37.3	89.7
合 計	232,852	100.0	82.3	1,862,020	100.0	86.2

組織機構と職員配置図については当協会へお問い合わせ下さい。

▶ 役員の就退任について

当協会の役員に異動がありましたのでお知らせいたします。

●就任（令和2年4月1日）

福本 健治（常務理事）

上村 一彦（常勤理事）※3月16日付 理事就任

●退任（令和2年3月31日）

星野 博信（前 常務理事）

▶ 職員の異動について

職員の異動についてお知らせいたします。

■人事異動（部長級、課長級）

（令和2年4月1日付）

新 役 職 名	旧 役 職 名	氏 名
企画総務部長	管理調整部長	池 田 祐 二
管理調整部長	企画総務部付部長 新潟県中小企業会館出向	土 田 拓
管理調整部代位弁済課長	本店営業部保証第一課長	大 島 盛 幸
本店営業部部長 保証第一課長事務取扱	本店営業部長	栗 山 充
本店営業部保証第二課長	佐渡支店長	川 島 和 紀
長岡支店推進役	県央支店長	吉 田 典 弘
県央支店長	県央支店副支店長 保証課長事務取扱	三 林 浩 和
県央支店副支店長 保証課長事務取扱	上越支店副支店長	高 橋 由 紀
上越支店副支店長	管理調整部代位弁済課長	高 橋 智 彦
佐渡支店長	本店営業部保証第二課長	大 戸 大 介

新型コロナウイルス関連

相談窓口のご案内

■ 相談窓口

- 当協会では「新型コロナウイルスに関する相談窓口」を全営業店で開設し、各種相談を承っております。
- 一般保証とは別枠のセーフティネット保証や危機関連保証などを用意し、県市町村・金融機関と協力しながら中小企業のみなさまの資金繰り支援に万全を期しております。
- 先行きに不安をお感じの方は、お近くの営業店窓口までお気軽にご相談ください。

■ 休日電話相談窓口

本店事務所の移転に伴い、休日の電話相談の連絡先が次のとおり変更となりますのでご注意ください。

休日電話相談番号

4/26(日)まで

☎025-267-1313

4/29(水・祝)から

☎025-210-5141

窓口のご案内

本 店

〒951-8640 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7・8階)

●検査指導室 TEL.025-210-5135 FAX.025-210-5160

企画総務部

●経営企画課 TEL.025-210-5132 FAX.025-210-5160
E-mail:kikaku@niigata-cgc.or.jp

●総務課 TEL.025-210-5131 FAX.025-210-5160
E-mail:somu@niigata-cgc.or.jp

●経理課 TEL.025-210-5133 FAX.025-210-5160
E-mail:keiri@niigata-cgc.or.jp

●情報システム課 TEL.025-210-5134 FAX.025-210-5161
E-mail:joho@niigata-cgc.or.jp

保証推進部

●保証総括課 TEL.025-210-5141 FAX.025-210-5170
E-mail:hosho@niigata-cgc.or.jp

●保証審査課 TEL.025-210-5142 FAX.025-210-5170
E-mail:hosho@niigata-cgc.or.jp

●企業支援課 TEL.025-210-5143 FAX.025-210-5170
E-mail:hosho-g@niigata-cgc.or.jp

管理調整部

E-mail:kanri@niigata-cgc.or.jp

●管理総括課 TEL.025-210-5144 FAX.025-210-5171

●代位弁済課 TEL.025-210-5145 FAX.025-210-5171

本店営業部

E-mail:eigyobu@niigata-cgc.or.jp

●保証第一課 TEL.025-210-5151 FAX.025-210-5172

●保証第二課 TEL.025-210-5152 FAX.025-210-5173

●管理課 TEL.025-210-5153 FAX.025-210-5174

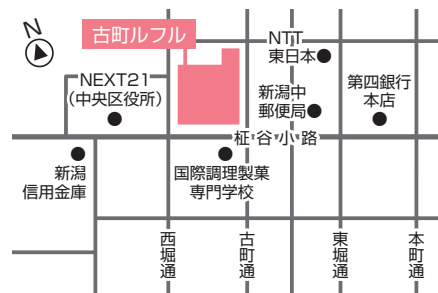
担当区域

●保証第一課

新潟市(東区、中央区、南区、西区、西蒲区)

●保証第二課

新潟市(北区、江南区、秋葉区)、新発田市、村上市、五泉市、
阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村



長岡支店

E-mail:nagaoka@niigata-cgc.or.jp

〒940-0071 長岡市表町3丁目1番地8(リナシエビル2・3階)

●保証第一課 TEL.0258-35-5714 FAX.0258-35-6341

●保証第二課 TEL.0258-35-5714 FAX.0258-35-6341

●管理課 TEL.0258-35-5715 FAX.0258-35-5776

担当区域

●保証第一課

長岡市、見附市

●保証第二課

柏崎市、小千谷市、十日町市、
魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、
湯沢町、津南町、刈羽村



県央支店

E-mail:keno@niigata-cgc.or.jp

〒955-0092 三条市須頃1丁目17番地

(燕三条地場産業振興センターメッセピア2F)

●保証課 TEL.0256-33-6661 FAX.0256-33-6622

●管理課 TEL.0256-33-6662 FAX.0256-33-6802

担当区域

三条市、加茂市、燕市、
田上町、弥彦村



上越支店

E-mail:joetsu@niigata-cgc.or.jp

〒943-0804 上越市新光町1丁目10番20号(上越商工会館内)

TEL.025-523-7225 FAX.025-522-2454

担当区域

上越市、糸魚川市、妙高市



佐渡支店

E-mail:sado@niigata-cgc.or.jp

〒952-1314 佐渡市河原田本町394番地

(佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター2F)

TEL.0259-57-2011 FAX.0259-57-3421

担当区域

佐渡市



新潟県セーフティネット資金 新型コロナウイルス感染症対策特別融資にかかる
市町村別信用保証料補助内容

2020年4月18日現在

市 町 村	補助内容	率	市 町 村	補助内容	率
新潟市	5,000万円以下	100%	南魚沼市	1,000万円以下	50%
村上市	300万円以下	100%	湯沢町	~5,000万円以下	25%
	~700万円以下	75%		3,000万円以下	100%
	~5,000万円以下	50%		5,000万円以下	100%
胎内市	600万円以下	100%	津南町	~5,000万円以下	50%
	~1,000万円以下	75%		5,000万円以下	100%
	~5,000万円以下	50%	刈羽村	~1,000万円以下	50%
五泉市	5,000万円以下	100%		~5,000万円以下	20%
阿賀野市	300万円以下	100%	柏崎市	5,000万円以下	100%
	500万円以下	100%	三条市	1,000万円以下	75%
	~1,000万円以下	75%		5,000万円以下	100%
関川村	~1,000万円以下	75%	燕市	500万円以下	100%
	~1,500万円以下	50%		~5,000万円以下	25%
聖籠町	500万円以下	100%	加茂市	~1,500万円以下	50%
	~1,000万円以下	75%	田上町	1,000万円以下	100%
	~5,000万円以下	50%	弥生村	5,000万円以下	100%
阿賀町	2,000万円以下	50%	上越市	1,000万円以下	50%
	~5,000万円以下	25%		~5,000万円以下	30%
	300万円以下	100%		200万円以下	100%
見附市	~5,000万円以下	80%	妙高市	~600万円以下	70%
	~1,000万円以下	50%		~1,000万円以下	60%
	~1,500万円以下	25%	糸魚川市	5,000万円以下	100%
小千谷市	5,000万円以下	100%		5,000万円以下	100%
十日町市	5,000万円以下	50%			
魚沼市	300万円以下	100%			
	~5,000万円以下	50%			

※上記の補助制度はあくまでも新貸付や再貸付に限り、保証料補助のある市町村の補助制度が適用されます。詳しくは、下のリンク先へお問い合わせください。

お問い合わせ・ご相談はお近くの新潟県信用保証協会へ

本店営業部	長岡支店	県央支店	上越支店	佐渡支店
025-210-5151 4/28付 025-257-1313 025-210-5152 4/28付 025-257-1315	0258-35-5714	0256-33-6661	0255-523-7225	0259-57-2011

中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

2020.4

売上減少の程度などに応じた3つの保証

新型コロナウイルス 感染症の影響等で 資金繰りにお困りの方向けの保証制度

●売上減少の要件



経営安定関連保証 4号

保証率	年率	保証期間	保証額
0.80%	10年	100%	保証

保証対象：●以下の市町村 法人・個人事業主・個人事業主等
●一般の方向け 保証制度（新型コロナウイルス感染症対策）

●売上減少の要件



危機関連保証

保証率	年率	保証期間	保証額
0.80%	10年	100%	保証

保証対象：●以下の市町村 法人・個人事業主・個人事業主等
●危機関連保証（新型コロナウイルス感染症対策）

●売上減少の要件



経営安定関連保証 5号

保証率	年率	保証期間	保証額
0.65%	10年	80%	保証

保証対象：●以下の市町村 法人・個人事業主・個人事業主等
●危機関連保証（新型コロナウイルス感染症対策）

中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

新型コロナウイルス感染症に係る主な制度一覧

2020年3月29日現在

制 度 名	経営安定関連保証（セーフティネット保証）		新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）		
	4号	5号	新型コロナウイルス感染症対策特別融資	セーフティネット保証5号要件	危機関連保証要件
対 象 者	次の2つの条件を、継続的に変更が等しいことについて市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ) 前年度において1年間に上乗増額を行っている。 (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の発生を受けた後、前年度と比較して最近1か月の売上高が前年同月比に20%以上減少しているが、その後の売上高が前年同月比に20%以上回復していることを見込まれる。	次の2つの条件を、継続的に変更が等しいことについて市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ) 前年度において1年間に上乗増額を行っている。 (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の発生を受けた後、前年度と比較して最近1か月の売上高が前年同月比に20%以上減少しているが、その後の売上高が前年同月比に20%以上回復していることを見込まれる。	新型コロナウイルス感染症の発生により、営業が困難であることが認められ、かつ、その後の売上高が前年同月比に15%以上減少していることが認められる。	セーフティネット保証5号要件に該当する市町村長の認定を受けた方	危機関連保証に係る市町村長の認定を受けた方
保 証 限 度 額	2億8,000万円 (経営安定関連保証各号合算、一般保証の枠と別枠)	2億8,000万円 (一般保証の枠と別枠)	5,000万円(別枠)	5,000万円(他の要件と合算)	5,000万円(別枠)
保 証 割 合	100%保証(責任共有対象外) ※責任共有対象外とは、保証料補助の対象外となる。	80%保証(責任共有対象外) ※責任共有対象外とは、保証料補助の対象外となる。	一般保証の場合……………80% 4号併用の場合……………100% 5号併用の場合……………80%	80%保証(責任共有対象外)	100%保証(責任共有対象外)
対 象 資 金	運転、設備、建設	運転、設備、建設	運転	運転	運転、設備、建設
保 証 (融 資) 期 間	原則として、10年以内(償還可能)	10年以内(償還2年)	10年以内(償還3年)	7年以内(償還2年)	10年以内(償還2年)
信 用 保 証 料 率	0.80%	0.65%	4号又は危機関連保証併用の場合……………0.80% 5号併用の場合……………0.65% 一般保証の場合……………0.35%~1.80%	0.65%	0.80%
貸 付 利 率	金融機関所定利率	金融機関所定利率	3年以内……………1.15% 3年超 5年以内……………1.35% 5年超 7年以内……………1.55% 7年超 10年以内……………1.75%	3年以内……………1.25% 3年超 5年以内……………1.45% 5年超 7年以内……………1.65% 7年超 10年以内……………1.85%	3年以内……………1.25% 3年超 5年以内……………1.45% 5年超 7年以内……………1.65% 7年超 10年以内……………1.85%
返 済 方 法	原則として、均等分割返済	原則として、均等分割返済	原則として、均等分割返済	原則として、均等分割返済	原則として、均等分割返済
保 証 人	原則として、法人代表者以外は不要です。	原則として、法人代表者以外は不要です。	原則として、法人代表者を除いては請求しません。	原則として、法人代表者を除いては請求しません。	原則として、法人代表者を除いては請求しません。
担 保	必要に応じて徴収します。	必要に応じて徴収します。	必要に応じて徴収します。	必要に応じて徴収します。	必要に応じて徴収します。
添 付 書 類	通常の申込書類のほか、事業活動のある事業所を管理する市町村長の認定書(原本)が必要で、	通常の申込書類のほか、セーフティネット保証又は危機関連保証を併用する場合、市町村長の認定書(原本)が必要で、	通常の申込書類のほか、セーフティネット保証又は危機関連保証を併用する場合、市町村長の認定書(原本)が必要で、	通常の申込書類のほか、セーフティネット保証又は危機関連保証を併用する場合、市町村長の認定書(原本)が必要で、	通常の申込書類のほか、セーフティネット保証又は危機関連保証を併用する場合、市町村長の認定書(原本)が必要で、
取 扱 期 限 (指定期間の満期)	令和2年6月1日	(注)概ね半年間ごとに指定率の変更があります。	令和3年1月31日	令和2年3月31日	令和3年1月31日

中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

〒951-8640

新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7・8階)

TEL 025-210-5132 FAX 025-210-5160

E-mail:kikaku@niigata-cgc.or.jp

URL http://www.niigata-cgc.or.jp

新潟 信用保証

検索



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

保証にいがた2020年(令和2年)5月
発行/新潟県信用保証協会
編集/企画総務部 経営企画課